

ご参加ください！ 家庭犬のしつけ方教室

町と熊谷保健所管内狂犬病予防協会では、家庭犬のしつけ方教室を開催します。午後のひと時、愛犬と一緒に参加してみませんか。

- 日時／10月22日(日)午後1時30分～(2時間程度)
- 場所／寄居運動公園(大字折原1856)
- 対象／生後91日以上の子犬とその飼い主
- 定員／10組(応募者多数の場合は抽選)
- 費用／500円(保険代)
- 申し込み／10月6日(金)までに、生活環境エコタウン課へ郵便、またはファックスで「家庭犬のしつけ方教室申し込み」と明記のうえ、①氏名②住所③電話番号④犬の種類・年齢・性別⑤犬の名前⑥鑑札番号⑦注射済番号を併記してお申し込みください。
- その他／雨天の場合は、寄居運動公園カタクリ体育センター内で、飼い犬の同伴はご遠慮ください。
- 問い合わせ／生活環境エコタウン課(☎581・2121内線222、FAX581・7531)



公募します！ 彩の国動物愛護推進員

県では、『動物の愛護及び管理に関する法律』第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及PRにボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

- 募集期間 11月30日(休)まで
- 活動内容
 - 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動
 - 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
 - 動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
 - その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること
- 申し込み 県のホームページ、または各保健所(さいたま市・川越市および越谷市を除く)、県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。
- 問い合わせ 県生活衛生課(☎048・830・3612)



犬を飼うときの
ルールとマナー

登録と狂犬病の予防注射

生後91日以上の子犬は登録をして鑑札を付けましょう(登録手数料3000円)。また、毎年1回の狂犬病予防注射後、注射済票の交付手続きをしましょう(手数料550円)。



散歩のときは必ずリードを！

9月20日～26日は動物愛護週間です！ 動物は愛情と責任を持って飼いましょう

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物(ペット)を飼うということは「命の責任を持つ」ということです。ペットを飼い始める前に、今後の生活について良く考え、ペットの命が尽きるまで飼い続けられる覚悟が持てない場合は、ペットを飼わないことも立派な動物愛護になります。この機会に、人と動物のより良い関係を築くため、動物との上手な付き合い方を考えてみませんか。

散歩をするときは
次のルールを守りましょう。

- ①フン尿の処理
フンをしたら、必ず家まで持ち帰りましょう。また、電柱等にオシッコをしたら水で流すことが飼い主のマナーです。
- ②犬はリードでつなぐ
県の条例で、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬であっても、大きな音等で意外な行動をとる場合があります。交通事故や周囲とのトラブルを防ぐためにも、リードを短めに持って散歩することが大切です。



猫を飼うときの
ルールとマナー

室内で飼いましょう。

猫を外で飼うことは、交通事故や感染症等の危険があるだけでなく、フン尿等による近隣トラブルの原因にもなります。

不妊手術を検討しましょう。

子猫を望まないのであれば、繁殖期の鳴き声や、感染症の予防のためにも不妊手術を検討しましょう。

無責任な餌やりはやめましょう。

野良猫によるフン尿等の苦情が増加しています。無責任な餌やりや置き餌は、交通事故や感染症の危険にさらされる猫を増やし、近隣トラブルも引き起こします。餌を与えるならば、飼い猫として責任を持って飼いましょう。



猫は室内で飼いましょう！

ペットのための防災

地震や台風等の災害が発生した場合、大切なペットも被災者になります。災害が原因で手放すことや、避難場所でのトラブルを避けるために、日ごろから次のことを心掛けましょう。

- ①普段からの最低限のしつけ(犬なら不必要に吠えさせない等)
- ②すぐに見つかるように名札、鑑札、マイクチップ等の装着
- ③人に慣れさせておく
- ④一緒に避難しやすいように、首輪・リードを嫌がらずに付ける習慣
- ⑤すぐにつれて逃げられるようにケージやキャリーバックの用意と嫌がらずに入る習慣
- ⑥狂犬病予防注射やワクチンの接種
- ⑦ペットの写真や記録(健康や病気の記録)の用意
- ⑧緊急時のエサ(長期保存のできるもの)や飲み物、常備薬の用意

建築物所有者・管理者の皆さんへ 耐震診断・耐震改修はお済みですか？

昨年4月に発生した熊本地震では、全・半壊した建築物が約3万6千棟を超えるなど大きな被害がありました。大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、既存建築物の耐震基準が改定されています。中でも「建築基準法」の耐震基準が改正された昭和56年以前の建築物については、改正以降の建築物に比べ、過去の地震で大きな被害が多いことが報告されています。

町では、耐震診断・改修について一部費用を助成していますので、安全・安心な住まいづくりにお役立てください。



- 助成額 耐震診断に要した費用の2分の1(限度額25,000円)
- 申請方法 耐震診断を実施する前に所定の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。
- その他 建築物に関する相談も承っていますので、お気軽にご相談ください。
- 問い合わせ 都市計画課(☎581・2121内線243)

住宅改修資金補助制度

町内の住宅改修施工業者と契約し、住宅改修を行う方に経費の一部を補助しており、耐震改修も対象となります。詳細は本誌4月号をご覧ください。(予算額に達した時点で受付終了)

- 問い合わせ 商工観光企業誘致課(☎581・2121内線204)

その他の制度

県では「木造住宅無料簡易耐震診断」や「埼玉県民間建築物耐震改修補助制度」「民間建築物の耐震化融資制度」「埼玉県耐震サポーター登録制度」等の制度があります。町の制度と併せてご活用ください。

- 問い合わせ 県建築安全課(☎048・830・5527)

木造住宅耐震診断助成金

住宅耐震診断を行う方に経費の一部を助成します。

- 対象 町内に住所を有し、対象住宅を所有および居住している方
- 対象となる建築物 町内にある木造住宅で次の2つの要件に該当するもの
 - ①昭和56年以前に建築された一戸建て住宅、または併用住宅
 - ②地上2階建て以下で、在来工法により建築された住宅
- 対象となる耐震診断 一級建築士・二級建築士・木造建築士が行う地震に対する耐力診断(一般診断)